

学校施設を使用する際の「学校からの注意事項」等（妙高高原・妙高地域）

◎施設使用にあたって、学校からの注意事項等です。団体員の皆さんで使用前によく確認してください。

◎施設を破損してしまった場合は、団体の責任により原状復旧していただくこととなりますのでご承知おきください。

学 校	注 意 事 項 等
妙高高原小学校	<p>※以前の使用で下記のようなことがあったことから、使用にあたっては注意してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館内での飲食。ごみを持ち帰らない。夏に外やトイレ、手洗い場で水をかぶり、そのまま体育館に入り、フロアや廊下を水浸しにした。体育用具を勝手に使って破損させたままにする。戸締りをしていない。 <p>※ラインテープはモルテンやミカサ等スポーツ用ラインテープを使用してください。ガムテープやビニールテープ、養生テープ等は跡が付いたり、はがすときに床を傷めたりするため使用しないでください。</p>
妙高小学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した物品は元の場所に戻してください。 ・ 使用後は清掃を行ってください。 ・ 戸締り、施錠を確実に行ってください。 ・ 施設や設備に異常があった場合は学校の担当者（教頭）に連絡してください。 ・ 冬期間は体育館社体玄関までの階段が積雪のため、使用不可となります。
妙高高原中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館から教室棟へは進入しないでください。体育館から教室棟へつながる廊下にはシャッターがあり、基本的にはシャッターが下りている状態になっていますが、シャッターの不具合により、下りていない場合でも、誤って進入しないようにしてください。誤って進入したことにより、警備システムが発報したことがありました。ご協力をお願い致します。